





































附 則（昭和三一年三月三一日政令第七 七号）抄	この政令は、公布の日から施行する。
附 則（昭和三八年二月二一日政令第二 八号）抄	この政令は、公布の日から施行する。
附 則（昭和四二年五月三一日政令第一 一一号）抄	この政令は、昭和四十二年六月一日から施行する。
附 則（昭和三二年三月三一日政令第五 一號）抄	この政令は、昭和三十二年四月一日から施行する。ただし、第六条、第七条、第九条から第十一条まで、第四十三条、第四十五条、第四十八条、第五十条及び第五十一条の改正規定並びに第六条の二、第六条の三及び第十条を加える改正規定は、昭和三十八年七月一日から施行する。
附 則（昭和三三年四月二六日政令第九 一号）抄	この政令は、昭和三十五年四月一日から施行する。
附 則（昭和三五年三月二九日政令第四 九号）抄	この政令は、昭和三十六年三月三一日政令第一の政令は、昭和三十五年四月一日から施行する。
附 則（昭和三六年五月三一日政令第一 五号）抄	この政令は、昭和三十六年六月一日から施行する。
附 則（昭和三九年三月三一日政令第九 二号）抄	この政令は、昭和三十九年三月三一日政令第一の政令は、昭和三十六年五月三一日から施行する。
附 則（昭和四〇年三月三一日政令第九 一号）抄	この政令は、昭和四十一年三月三一日政令第一の政令は、昭和三九年三月三一日から施行する。
附 則（昭和三六年一月二日政令第三 四二号）抄	この政令は、公布の日から施行する。
附 則（昭和四〇年一月一五日政令第一 二一）抄	この政令は、改定後の関税定率法施行令第五十二条の表第一号の規定は、この政令の施行の日以後に輸入される同号に掲げる輸入原料品に限り適用する。
附 則（昭和三七年三月三一日政令第一 一號）抄	この政令は、昭和三十七年四月一日以後に輸出される同号に掲げる輸出貨物に限り適用する。
附 則（昭和三七年四月一 日政令第一三 二号）抄	この政令は、昭和三十七年四月一日から施行する。
附 則（昭和三七年四月一 日政令第一三 二号）抄	この政令は、公布の日から施行する。
附 則（昭和三七年四月一 日政令第一三 六四号）抄	この政令は、改定後の関税定率法施行令第五十二条の表第一号の規定は、昭和三十七年七月一日以後に輸出される同号に掲げる輸出貨物に限り適用する。
附 則（昭和三七年四月一 日政令第一三 四〇号）抄	この政令は、改定後の関税定率法施行令第五十二条の表第一号の規定は、昭和三十七年七月一日以後に輸出される同号に掲げる輸出貨物に限り適用する。
附 則（昭和三七年四月一 日政令第一三 四〇号）抄	この政令は、改定後の関税定率法施行令第五十二条の表第一号の規定は、昭和三十七年七月一日以後に輸出される同号に掲げる輸出貨物に限り適用する。
附 則（昭和三八年三月三一日政令第一 八九号）抄	この政令は、改定後の関税定率法施行令第五十二条の表第一号の規定は、昭和三十八年四月一日から施行する。
附 則（昭和三八年三月三一日政令第一 〇一号）抄	この政令は、改定後の関税定率法施行令第五十二条の表第一号の規定は、昭和三十八年四月一日から施行する。
附 則（昭和三八年三月三一日政令第一 七号）抄	この政令は、昭和三九年四月一日から施行する。
附 則（昭和三九年六月二八日政令第二 二二号）抄	この政令は、昭和四十三年七月一日から施行する。ただし、第三十三条の三の改正規定は、船員の厚生用物品に関する通関条約の効力発生の日から施行する。
附 則（昭和四四年三月三一日政令第五 一号）抄	この政令は、昭和四十四年法律第七号の施行する。ただし、別表第三の規定は、この政令の施行の日以後に輸出される貨物に係る関税の払いもどしについて適用し、同日前に輸出された貨物に係る関税の払いもどしについては、なお従前の例による。
附 則（昭和四四年三月三一日政令第五 二号）抄	この政令は、昭和四十四年十月一日から施行する。改正後の別表第二及び別表第三の規定は、この政令の施行の日以後に輸出される物品に対する関税の払いもどしについて適用し、同日前については、なお従前の例による。
附 則（昭和四四年九月一日政令第二三 六号）抄	この政令は、昭和四十四年十月一日から施行する。改正後の別表第二及び別表第三の規定は、この政令の施行の日以後に輸出される物品に対する関税の払いもどしについて適用する。
附 則（昭和四七年五月一日政令第一五 二号）抄	この政令は、沖縄の復帰に伴う関係法令の改正後の別表第一、別表第二及び別表第三の規定は、この政令の施行の日以後に輸出される同号に掲げる輸入原料品に限り適用する。
附 則（昭和四七年五月一日政令第一五 九八号）抄	この政令は、昭和四十七年九月一日から施行する。改正後の別表第一、別表第二及び別表第三の規定は、この政令の施行の日以後に輸出される貨物に係る関税の払いもどしについて適用する。
附 則（昭和四七年五月一日政令第一五 九八号）抄	この政令は、沖縄の復帰に伴う関係法令の改正後の別表第一、別表第二及び別表第三の規定は、この政令の施行の日以後に輸出される貨物に係る関税の払いもどしについて適用する。
附 則（昭和四八年三月三一日政令第四 一〇号）抄	この政令は、昭和四十八年四月一日から施行する。この政令は、物品税法の一部を改正する法律（昭和四八年法律第二十一号）の施行の日（昭和四八年四月二十七日）から施行する。

		附 則（昭和四八年一〇月二三日政令第五 三一六号）抄	（昭和四九年三月三〇日政令第八 一）この政令は、昭和四十八年十一月一日から施行する。	附 則（昭和五一年一二月二六日政令第七 七号）抄	（昭和五二年三月三一日政令第五 一）この政令は、昭和五十二年四月一日から施行する。
		2 関税率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律（昭和四九年法律第十八号）附則第二条第二項に規定する貨物については、この政令による改正前の関税率法施行令第九章及び第六十一条の二の規定は、なおその効力を有する。	1 この政令は、昭和四十九年四月一日から施行する。この政令は、昭和五十三年一月一日から施行する。	2 改正前の別表第二の第一欄に掲げる貨物でこの政令の施行の日前に輸出されたものに係る関税の払いもどしについては、なお従前の例によ	1 この政令は、昭和六十年四月一日から施行する。この政令は、昭和五十三年一月一日から施行する。
		附 則（昭和四九年六月二七日政令第二 三二号）抄	（昭和四九年七月一日から施行する。この政令は、昭和四十九年七月一日から施行する。改正後の別表第二及び別表第三の規定は、この政令の施行の日以後に輸出される貨物に係る関税の払いもどしについて適用し、同日前に輸出された貨物に係る関税の払いもどしについては、なお従前の例による。）	附 則（昭和五三年三月四日政令第二九 三三一号）抄	（昭和五三年三月四日政令第二九号）抄
		附 則（昭和四九年一〇月二八日政令第六 二号）抄	（昭和四九年一〇月二八日政令第六号）抄	この政令は、昭和五十三年三月三一日政令第六号）抄	（昭和五三年三月三一日政令第六号）抄
		三五九号）抄	（昭和五十年三月三一日政令第六号）抄	（昭和五五年五月二四日政令第一 三五号）抄	（昭和五五年五月二四日政令第一号）抄
		1 この政令は、昭和五十年四月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定は、同年五月一日から施行する。改正前の別表第一の第二号又は第四号の上欄に掲げる貨物で昭和五十年五月一日前に輸出されたものに係る関税の払いもどしについては、なお従前の例による。	1 この政令は、昭和五十年四月一日から施行する。改正後の別表第一の第二号又は第四号の上欄に掲げる貨物で昭和五十年五月一日前に輸出されたものに係る関税の払いもどしについて、なお従前の例による。	1 この政令は、昭和五十五年五月二十五日から施行する。この政令は、昭和五十三年四月一日から施行する。	1 この政令は、昭和六十年四月一日から施行する。この政令は、昭和五十三年三月三一日政令第六号）抄
		附 則（昭和五〇年一二月二六日政令第三 七四号）抄	（昭和五〇年一二月二六日政令第三号）抄	附 則（昭和五五年四月一日政令第五 一）この政令は、昭和五十年四月一日から施行する。	附 則（昭和六二年七月一〇日政令第二 五七号）抄
		1 この政令は、昭和五十一年一月一日から施行する。改正後の別表第二及び別表第三の規定は、この政令の施行の日以後に輸出される貨物に係る関税の払いもどしについて適用し、同日前に輸出された貨物に係る関税の払いもどしについては、なお従前の例による。	1 この政令は、昭和五十一年一月一日から施行する。改正後の別表第二及び別表第三の規定は、この政令の施行の日以後に輸出される貨物に係る関税の払いもどしについて適用し、同日前に輸出された貨物に係る関税の払いもどしについては、なお従前の例による。	2 改正前の別表第一の第二号又は第四号の上欄に掲げる貨物で昭和五十年五月一日前に輸出されたものに係る関税の払いもどしについては、なお従前の例による。	2 改正前の別表第一の第二号又は第四号の上欄に掲げる貨物で昭和五十年五月一日前に輸出されたものに係る関税の払いもどしについては、なお従前の例による。
		附 則（昭和五〇年一二月二六日政令第三 七四号）抄	（昭和五〇年一二月二六日政令第三号）抄	附 則（昭和五五年四月一日政令第五 一）この政令は、昭和五十年四月一日から施行する。	附 則（昭和六二年七月一〇日政令第二 五七号）抄
		1 この政令は、昭和五十六年五月一日から施行する。この政令は、昭和五十八年四月一日から施行する。	1 この政令は、昭和五六年五月一日から施行する。この政令は、昭和五八年四月一日から施行する。	1 この政令は、昭和五十五年五月二十五日から施行する。この政令は、昭和五十三年四月一日から施行する。	1 この政令は、昭和六十年四月一日から施行する。この政令は、昭和五十三年三月三一日政令第六号）抄
		附 則（昭和五八年三月三一日政令第四 三八一号）抄	（昭和五八年三月三一日政令第四号）抄	附 則（昭和五五年五月二十五日から施行する。この政令は、昭和五十六年五月一日から施行する。）	附 則（昭和六二年七月一〇日政令第二 五七号）抄
		（施行期日）	（施行期日）	（施行期日）	（施行期日）
		附 則（昭和五九年三月三一日政令第六 二号）抄	（昭和五九年三月三一日政令第六号）抄	附 則（昭和五五年五月二十五日から施行する。この政令は、昭和五六年五月一日から施行する。）	附 則（昭和六二年七月一〇日政令第二 五七号）抄
		（施行期日）	（施行期日）	（施行期日）	（施行期日）
		附 則（昭和六三年三月三一日政令第七 三六一号）抄	（昭和六三年三月三一日政令第七号）抄	附 則（平成六年三月三一日政令第一 三号）抄	（平成四年三月三一日政令第八 一）この政令は、平成四年四月一日から施行する。
		（施行期日）	（施行期日）	（施行期日）	（施行期日）
		附 則（昭和六三年三月三一日政令第七 一四号）抄	（昭和六三年三月三一日政令第七号）抄	附 則（平成六年一二月二八日政令第四 一四号）抄	（平成六年一二月二八日政令第四号）抄
		（施行期日）	（施行期日）	（施行期日）	（施行期日）
		第一条 この政令は、昭和六十三年四月一日から施行する。	第一条 この政令は、昭和六十三年四月一日から施行する。	第一条 この政令は、平成六年四月一日から施行する。	第一条 この政令は、平成二年三月三一日政令第八 一）この政令は、平成二年三月三一日から施行する。
		この政令は、学校教育法の一部を改正する法律の施行の日（昭和五十一年一月十一日）から施行する。	この政令は、昭和五十九年四月一日から施行する。	この政令は、昭和六十年四月一日から施行する。	この政令は、昭和二年三月三一日から施行する。
		（施行期日）	（施行期日）	（施行期日）	（施行期日）





